

【概要版】

甲斐市

第6期 障がい福祉計画

第2期 障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



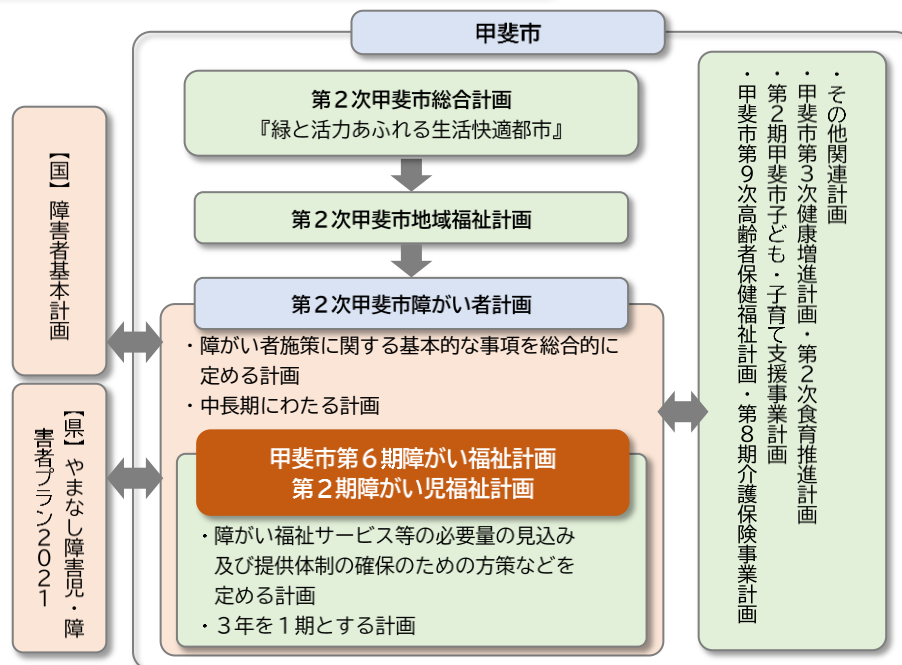
甲斐市

計画の趣旨

本計画は、甲斐市障がい者計画に掲げた基本理念である「地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり」の実現に向けた障がい福祉サービスに関する実施計画として位置づけられています。

今回、本計画の3年毎の見直しの時期であることから、第5期甲斐市障がい福祉計画・第1期甲斐市障がい児福祉計画の数値目標における進捗状況や障がい福祉サービスの実績等の検証・評価結果及び国の基本的な指針などを踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間を新たな計画期間として、具体的な数値目標を設定し、今後のサービス提供体制の確保を総合的かつ計画的に図るために策定するものです。

計画の位置づけ



計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。
また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2次甲斐市障がい者計画（平成29年度～令和8年度）								
甲斐市 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			甲斐市 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			甲斐市 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		

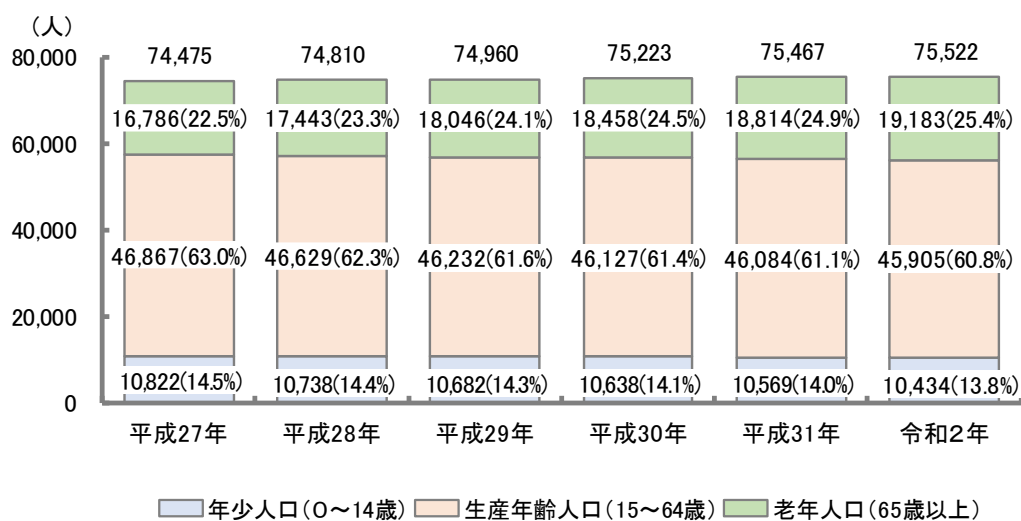
統計から見る状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は緩やかに増加しており、令和2年4月1日現在、住民基本台帳において75,522人となっています。

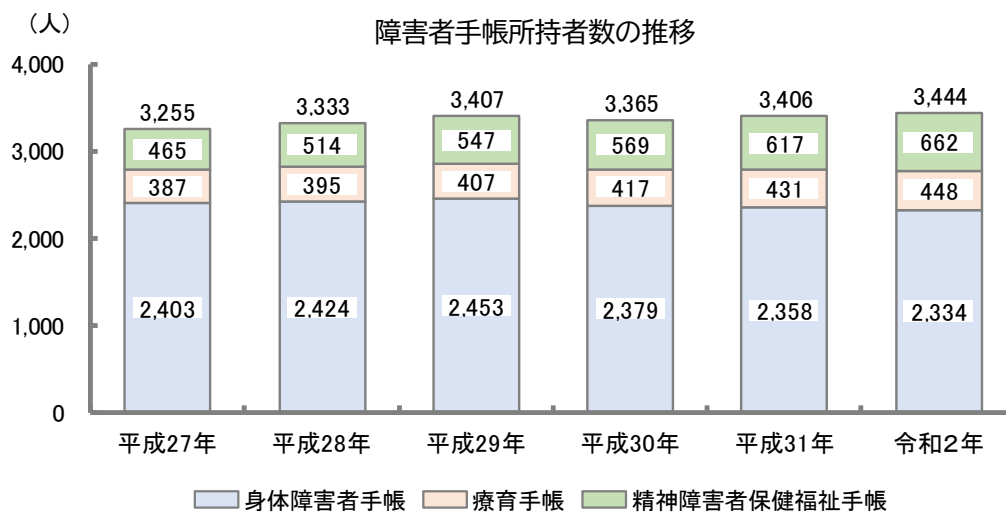
年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少している一方で、老年人口（65歳以上）は年々増加していることから、本市においても少子高齢化が進んでおり、高齢化率は令和2年4月1日現在25.4%となっています。

総人口と年齢3区分別人口の推移



(2) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成30年以降減少し、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。



資料：福祉課（各年4月1日）

基本理念

障害者総合支援法の理念は、障がい者等が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように、必要になる障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで福祉の推進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することとされています。

これは、共生社会の実現を目指すものであり、本計画と整合性を持つ第2次甲斐市障がい者計画の理念に通じることから、前期計画を踏襲し「地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり」を本計画の基本理念とします。

基 本 理 念

地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり

基本的な視点

本計画の策定にあたっては、基本理念及び国の基本的な指針などを踏まえ、次の7項目の基本的な視点に基づいて、令和5年度の目標値を設定し、その達成に向けた各年度における障がい福祉サービス等の必要量を的確に見込むとともに、その確保のための方策を定め今後の障がい福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

- 1 障がい者等の自己決定と意思決定の支援
- 2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの提供
- 3 地域生活を支援する拠点づくりや地域で支える体制づくりの推進
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

障がい福祉サービス等の提供体制

障がい福祉サービス	
(1) 訪問系サービス	
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	
(2) 日中活動系サービス	
①生活介護、②自立訓練（機能訓練）、③自立訓練（生活訓練）、④就労移行支援、⑤就労継続支援（A型）、⑥就労継続支援（B型）、⑦就労定着支援、⑧療養介護、⑨短期入所（ショートステイ）	
(3) 居住系サービス	
①自立生活援助、②共同生活援助（グループホーム）、③施設入所支援	
(4) 相談支援	
①計画相談支援、②地域移行支援、③地域定着支援	

地域生活支援事業	
(1) 必須事業	
①理解促進研修・啓発事業	教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等
②自発的活動支援事業	ピアサポート、災害対策、孤立防止支援事業、社会活動支援、ボランティア活動支援等
③相談支援事業	障がい者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業
④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
⑤成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人、後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
⑦日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等
⑧手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修
⑨移動支援事業	外出支援
⑩地域活動支援センター事業	地域活動支援センター（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）での通所サービス事業
(2) 任意事業（市が自主的に取り組む事業）	
①福祉ホーム運営事業、②訪問入浴サービス事業、③日中一時支援事業 ④社会参加促進事業、⑤巡回支援専門員整備事業	

障がい児福祉サービス	
(1) 障がい児通所支援サービス	
①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④保育所等訪問支援、⑤居宅訪問型児童発達支援、⑥障がい児相談支援、⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	

障がい福祉計画

成果目標及び活動指標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和元年度末入所者数(A)	83 人	令和元年度末の施設入所者数
令和5年度末入所者数(B)	81 人	令和5年度末の施設入所者数
【目標値】入所者削減見込	2 人 (2.4%)	(A) - (B) の値 国目標：1.6%以上 (2人)
【目標値】地域生活移行者数	8 人 (9.6%)	令和5年度末までに施設から地域移行する者の数(累計) 国目標：6%以上 (5人) ※本市においては、前期末達成人数を含め8人(9.6%)とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場	開催回数	3回	4回	4回
	関係者の参加者数	14人	14人	14人
	目標の設定	1項目	2項目	2項目
	評価の実施	2回	2回	2回



(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等における機能の充実	2回	国目標：1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年間1回以上の機能向上における検証、検討を実施

【活動指標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	1回	2回	2回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	6人	就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	9人 (1.50倍)	国目標：1.27倍以上（8人） 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数

② 就労移行支援からの一般就労移行者数

項目	数値	考え方
令和元年度の就労移行支援からの一般就労移行者数	3人	就労移行支援を通じて、令和元年度中に一般就労に移行した者
【目標値】 令和5年度の就労移行支援からの一般就労移行者数	4人 (1.33倍)	国目標：1.3倍以上（4人） 就労移行支援を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数

③ 就労継続支援からの一般就労移行者数

項目	数値	考え方
令和元年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	2人	就労継続支援A型を通じて、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	3人 (1.50倍)	国目標：1.26倍以上（3人） 就労継続支援A型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
令和元年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	1人	就労継続支援B型を通じて、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	2人 (2.00倍)	国目標：1.23倍以上（2人） 就労継続支援B型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数

④ 就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	7人 (77.7%)	国目標：7割が就労定着支援事業を利用

⑤ 就労定着支援事業による就労定着

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着支援事業による就労定着率	100.0% (1か所新設)	国目標：就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	数値	考え方
【目標値】 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	1 か所	基幹相談支援センター

【活動指標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3 件	3 件	3 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2 件	2 件	2 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6 回	6 回	6 回

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

項目	数値	考え方
【目標値】 サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施	山梨県が実施する研修への参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析など、サービスの質の向上に向けた体制を整備

【活動指標】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		3 人	3 人	3 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制	有無	無	有	有
	実施回数	—	2 回	2 回



障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

第6期【計画値】		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間分	1,732	1,869	2,007
	実人員	101	109	117
重度訪問介護	時間分	1,324	1,490	1,655
	実人員	8	9	10
同行援護	時間分	60	81	101
	実人員	9	12	15
行動援護	時間分	232	232	253
	実人員	11	11	12
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0
	実人員	0	0	0



【訪問系サービス見込量確保のための方策】

- ・ ホームページ等により障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の提供体制について周知を図るとともに、サービス提供事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。また、精神障がい者や重度障がい者（医療的ケアが必要な人を含む）に対するサービス提供事業所の拡大に努めるとともに、介護保険サービス提供事業所に対し障がい福祉サービスへの参入を働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- ・ 障がい者等及び関係団体等に対して、訪問系サービスの内容やサービス提供事業所に関する情報提供を充実し、障がい者のサービスの利用促進に努めます。また、医療的ケア児等コーディネーターを活用した医療機関等との連携強化により、相談体制の充実を図るとともに、障がい者等のニーズを把握し、適切にサービスが提供されるよう努めます。
- ・ 県の重症心身障がい児・者の協議の場と連携し、ホームヘルパーに対する講座・講習等や、事業者への医療的ケアに関する講習・研修等、人材育成を目的とした研修の実施を検討します。
- ・ 困難事例への対応等を支援するため、サービス提供事業所等が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めるとともに、市障がい者基幹相談支援センターによる事例検討会を通じて人材育成を行います。

(2) 日中活動系サービス

項目	単位	第6期【計画値】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分	3,181	3,241	3,322
	実人員	158	161	165
自立訓練 (機能訓練)	人日分	121	121	141
	実人員	6	6	7
自立訓練 (生活訓練)	人日分	271	327	384
	実人員	19	23	27
就労移行支援	人日分	207	259	310
	実人員	12	15	18
就労継続支援 (A型)	人日分	914	1,031	1,167
	実人員	47	53	60
就労継続支援 (B型)	人日分	3,073	3,256	3,455
	実人員	185	196	208
就労定着支援	実人員	5	9	16
療養介護	実人員	5	6	8
短期入所 (ショートステイ)	人日分	259	277	289
	実人員	42	45	47



【日中活動系サービス見込量確保のための方策】

- ・ 長期入院者、施設入所者、家族、医療機関及び福祉施設等に対して、市障がい者基幹相談支援センターの活用を促進し、地域移行や就労移行を図ります。
- ・ 市障がい者基幹相談支援センター、各指定特定相談支援事業所等と連携を強化し、障がい者等の就労に関する支援を強化するとともに、就労定着できる体制を整備します。
- ・ 市地域自立支援協議会の協議の場で意見をとりまとめ、重症心身障がい児・者（医療的なケアが必要な障がい児・者も含む）に対するサービスの充実と確保に努めます。

(3) 居住系サービス

項目	単位	第6期【計画値】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人員	3	4	6
共同生活援助 (グループホーム)	実人員	55	59	64
施設入所支援	実人員	83	82	81

【居住系サービス見込量確保のための方策】

- ・ サービス提供事業所の整備について、県及び圏域内の市町と協議しながら推進・調整していきます。
- ・ サービス提供事業所職員の資質の更なる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- ・ 市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホームの設置促進を呼びかけていきます。
- ・ 重度の障がいのある人も受け入れ可能となるようなグループホームのあり方について、市地域自立支援協議会などを通じて協議を進めます。

(4) 相談支援

項目	単位	第6期【計画値】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人員	140	157	176
地域移行支援	実人員	4	4	5
地域定着支援	実人員	10	10	10

【相談支援見込量確保のための方策】

- ・ 計画相談事業所の確保に努め、市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等へ事業の実施、相談支援専門員の拡充を呼びかけ、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。
- ・ 障がい種別にかかわらず対応できる幅広い知識と、障がい種別による専門性の高い知識の双方を備えた相談支援専門員の育成のため、県や関係機関が実施する研修会などへの積極的な参加促進を図ります。
- ・ 入院や入所している障がい者の退院・退所後の地域での生活の不安を解消するため、スムーズに地域生活へ移行できるよう、関係部署と連携し、退院者・退所者を支援します。

地域生活支援事業

第6期【計画値】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業			
実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業			
実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業			
障がい者相談支援事業	実施	実施	実施
実施箇所数	1	1	1
市町村 相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等 支援事業 利用件数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業			
利用件数	5	7	7
成年後見制度法人後見支援事業			
実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通支援事業			
利用件数	558	578	599
日常生活用具給付等事業			
合計（件数）	700	720	740
①介護・訓練支援用具	8	8	8
②自立生活支援用具	5	5	5
③在宅療養等支援用具	9	9	9
④情報・意思疎通支援用具	15	15	15
⑤排泄管理支援用具	660	680	700
⑥住宅生活動作補助用具	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業			
養成講習修了者数	15	15	15
移動支援事業			
実人員	105	115	127
利用時間数	448	491	542

第6期【計画値】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業			
箇所	5	5	5
利用者数	54	62	71
福祉ホーム運営事業			
箇所	1	1	1
利用者数	5	6	6
訪問入浴サービス事業			
箇所	2	3	3
利用者数	2	3	3
日中一時支援事業			
箇所	47	51	55
利用者数	110	119	129
社会参加促進事業			
自動車運転免許 取得費助成利用者数	1	1	1
自動車改造費助成 利用者数	1	1	1
巡回支援専門員整備事業			
派遣回数	50	60	70



障がい児福祉計画

成果目標及び活動指標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センター 設置数	1 か所	国目標：児童発達支援センターを1 か所以上 設置

② 児童発達支援センターによる保育所等訪問支援

項目	数値	考え方
【目標値】 保育所等訪問支援を利用 できる体制構築	1 か所	国目標：保育所等訪問支援を利用できる体制 の構築

③ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数値	考え方
【目標値】 重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所数	1 か所	国目標：1 か所以上を確保
【目標値】 重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所数	3 か所	国目標：1 か所以上を確保

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	数値	考え方
【目標値】 医療的ケア児支援のための協議 の場の設置	2 か所	国目標：保健、医療、障がい福祉、保育、 教育等の関係機関等が連携を図るための 協議の場を設置

⑤ 発達障がい支援の一層の充実

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング等の支援プログラム 等の年間実施回数	30 回	30 回	30 回



障がい児福祉サービス

(1) 障がい児通所支援サービス

項目	単位	第6期【計画値】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分	1,417	1,676	1,997
	実人員	93	110	131
医療型児童発達支援	人日分	18	36	36
	実人員	1	2	2
放課後等デイサービス	人日分	1,786	1,955	2,151
	実人員	137	150	165
保育所等訪問支援	人日分	78	100	129
	実人員	61	78	101
居宅訪問型児童発達支援	人日分	10	10	20
	実人員	1	1	2
障がい児相談支援	実利用者数	96	117	143
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	4	4	4

【障がい児通所支援サービス見込量確保のための方策】

- ・ 地域で生活する障がい児に必要な療育やサービス等が円滑に提供されるよう、また、障がい種別によらず対応でき、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の情報提供等を行っていきます。
- ・ 障がい児相談事業所の確保に努め、市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等へ事業の実施、相談支援専門員の拡充を呼びかけ、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実に努めます。
- ・ 市障がい者基幹相談支援センターを中心に、各事業所との意見交換を行い、支援体制の課題等を検討し、円滑な事業実施に向けた体制の確保に努めます。
- ・ 県の重症心身障がい児・者の協議の場と連携し、市地域自立支援協議会の協議の場で医療的ケアが必要な障がい児（者を含む）を支援する人材育成の確保やサービスの充実に努めます。
- ・ 医療的ケア児の支援として、出産後に不安や悩みを抱える保護者等に対し、医療的ケア児等コーディネーター等による医療的ケア児ガイドブックを活用した地域資源等に関する情報提供等や相談支援を行います。

計画の推進体制

(1) 推進体制

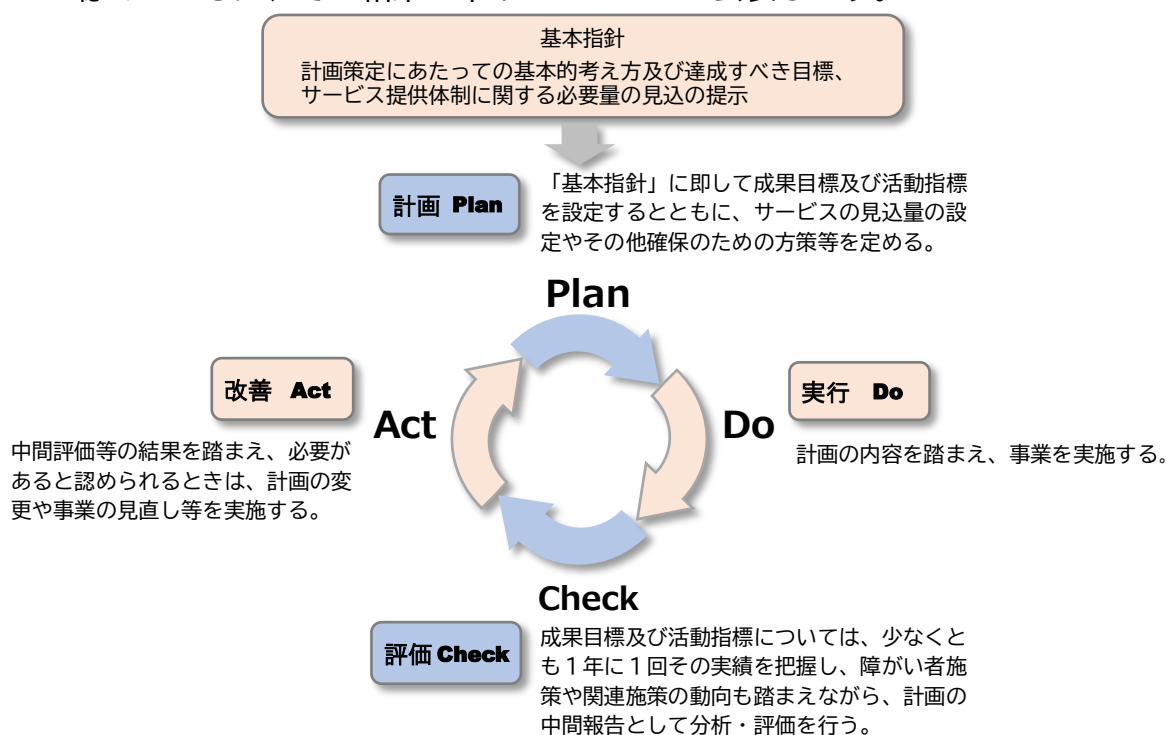
計画の推進にあたっては、国や県、市保健福祉推進協議会や市地域自立支援協議会等との連携のもと、地域社会を構成する市民、ボランティア、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標（サービス見込量等）については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者等の施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

中間評価の際には、市保健福祉推進協議会や市地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を市ホームページで公表します。



甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年3月発行）

発行／甲斐市 福祉部 福祉課 〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL 055-278-1691 FAX 055-276-2113

E-mail: shougaijiritsu@city.kai.yamanashi.jp